

出産世帯の夫婦が返還している奨学金を助成します

愛媛県との連携による人口減少対策の取組として、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに出生した子の保護者である方が返還した奨学金を助成します。

助成対象者

以下の条件をすべて満たす今治市民

- ① 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児（支給対象児童）の父又は母
- ② 交付申請日時点において支給対象児童と同居して養育し、3か月以上継続して今治市に住民票を置いている者
- ③ 大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金等の貸与を受けた者
- ④ 奨学金等を遅滞なく返還している者
- ⑤ 交付申請日において市税の滞納がない者
- ⑥ 生活保護法に基づく保護を受けていない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でない者

助成額

助成対象者1人につき **20万円**（父母共に奨学金の返還がある場合は最大40万円）を限度に、令和5年4月1日以降の、母子健康手帳交付日から支給対象児童の1歳の誕生日前日までに返還した奨学金（繰り上げ償還含む）

申請期間

お子さんが1歳になる誕生日の前日まで

※申請は1回に限ります。

※令和8年度分の受付については、市議会で予算の議決を経た後に事業を開始します。

留意事項

この助成金は所得税法上、原則、「非課税」として扱われます。

詳しくは今治税務署へお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 今治税務署 個人課税部門

住所：今治市常盤町4丁目5番地1 電話：0898-32-6100

助成対象の奨学金について

Q1 どんな学校でも対象になりますか？

A1 大学院、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校が対象です。専修学校の高等課程や一般課程、各種学校は対象になりません。

補助対象の奨学金

- ・日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・今治市奨学金
- ・河野育英会・檜垣育英会・加根又育英会の奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業の就学支度金・修学資金

線上返還の申込みについて 各貸与機関にお問い合わせください。

〈線上返還申込み（独立行政法人日本学生支援機構）〉

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kuriage.html#002>



〈納入通知書・返還方法に関するFAQ（よくある質問）（愛媛県）〉

<https://www.pref.ehime.jp/k70280/syougaku/teiki.html>



必要書類

今治市出産世帯奨学金返還支援助成金交付申請兼請求書（別記様式第1号）のほか、

- ① 奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ② 奨学金を返還したことを証する領収書等（返還した者の氏名、返還年月日、返還額等が確認できるものに限る）の写し
- ③ 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- ④ 支給対象児童の母子健康手帳の交付番号、交付日がわかる部分及び出生届出済証明欄があるページの写し
- ⑤ （父母どちらかが今治市外在住の場合）戸籍謄本等、市外に居住する親の年齢及び子どもとの続柄が分かるもの
- ⑥ （書類の名義が旧姓の場合）戸籍抄本、旧姓が併記されている住民票・運転免許証・マイナンバーカード等

申請先

今治市ネウボラ推進課（市役所本庁第1別館4階）

または 各支所住民サービス課



今治市
出産世帯奨学金支援事業
HP

お問い合わせ

今治市役所ネウボラ推進課

TEL 0898-36-1553

FAX 0898-34-1145

Mail kodomo@imabari-city.jp

必要書類について

①奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し

②奨学金を返還したことを証する領収書等

※振込日、振込先、振込金額、振込名義人を確認できるもの

③奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し

※貸与総額、割賦金、返還回数、直近の残額及び残期間等、返還計画が確認できるもの

④添付書類の名義が旧姓の場合は、旧姓が確認できる書類

※戸籍抄本のほか、旧姓が併記されている住民票・運転免許証・マイナンバーカードなど

例) 日本学生支援機構の奨学金の場合

①奨学金貸与証明書

②振込通帳のコピー または 奨学金返還額証明書（申請対象期間の返還額を表示したもの）など

③奨学金返還証明書 または 奨学金返還の口座振替（リレー口座）加入通知 など

〈奨学金に関する証明書の発行（独立行政法人日本学生支援機構）〉

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>



① 奨学金貸与証明書 見本

奨学生番号 611-**-*****
氏名 奨学 太郎
学校名 機構大学
(令和**年**月**日現在)

貸与期間	**年**月 から **年**月 まで (予定)
貸与月額	***,***円
貸与総額	*,***,***円

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和**年**月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人 日本学生支援機構
奨学事業戦略部長 青 英 一 郎

③ 奨学金返還証明書 見本

学生番号 810-**-*****
氏名 機構 太郎
学校名 機構大学
(令和**年**月**日現在)

貸与総額	*,***,***円	返還総額	*,***,***円
割賦方式	月賦	年 利率	***.***%
割賦金	*,***円	最終割賦金	*,***円
返還回数	**回	残回数	**回
現在の残額	*,***,***円		
元金	*,***,***円		
利息	*,***円		
返還残期間	**年**月分 から **年**月分 まで		
備考	利息には、未納月分は含んでいない。		

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和**年**月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人 日本学生支援機構
奨学事業戦略部長 青 英 一 郎

または 口座振替（リレー口座）加入通知 など
※旧姓表記の場合は、旧姓が確認できる書類が必要

② 奨学金返還額証明書 見本

奨学生番号 810-**-*****
氏名 機構 太郎
学校名 機構大学
(令和**年**月**日現在)

対象期間	**年**月**日 から **年**月**日 まで
返還額	***,***円
元金	***,***円
利息	*,***円

指定された対象期間に返還いただいた返還額は上記のとおり相違ないことを証明する。
令和**年**月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人 日本学生支援機構

※振込通帳の写しや、払込受領書の写し、銀行アプリのスクリーンショット等が提出できない場合に限り

【対象期間】

支給対象児童の
母子手帳の発行日から
1歳になる誕生日の前日まで

※申請期限は 1歳になる誕生日
の前日まで

Q&A

申請者の条件について

Q1 父親が単身赴任で市外に住所がある場合は対象になりますか。

A1 母親と新生児が市内に居住し、今治市に住民票がある場合は対象になります。この場合は、母親の奨学金のみが対象になります。

Q2 未婚やひとり親は対象になりますか。

A2 対象となります。

Q3 対象期間に生まれた1歳未満の子どもと一緒に今治市に転入しました。申請できますか。

A3 転入元の自治体で未申請であれば、母子手帳発行日以降に返還した奨学金について申請できます。
(申請時に引き続き3か月以上今治市に住民票があることなど一定の要件があります。)

申請について

Q4 夫婦ともに奨学金を借りていて、父親が25万円、母親が15万円を返還しました。合計40万円を助成申請できますか。

A4 一人につき上限額が20万円なので、父親が20万円、母親が15万円の合計35万円のみ申請できます。

Q5 双子が生まれた場合、助成限度額は20万円の2人分で40万円になりますか。

A5 なりません。単胎か多胎かを問わず、1回の出産につき父母1人当たり限度額20万円です。

Q6 県内他市町から転入しました。前の居住地で10万円分のみ助成を受けていましたが、今治市で残りの金額の助成を受けることはできますか。

A6 できません。申請は1回のみとなります。

Q7 他の助成金や補助金等との併用はできますか。

A7 できません。

※令和8年度分の受付については、市議会で予算の議決を経た後に事業を開始します。
予算が成立しない場合、受付できない可能性がありますのでご了承ください。